

栃木県監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、栃木県知事から、監査の結果に基づき措置を講じた旨通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年11月4日

栃木県監査委員 板 橋 一 好
 同 若 林 和 雄
 同 金 井 弘 行
 同 石 崎 均

監査の結果の措置状況

監査対象機関名	監査年月日	監査の結果	講じた措置
栃木土木事務所	平成26年1月21日	委託事務のうち、道路保全事業費に係る道路維持管理業務委託の設計積算において、道路構造物修繕工（集水枘蓋補修）の材料単価の計上を誤ったため、設計額が過大となっているものが1件1,060千円あった。	同種委託の設計積算に当たっては、今後、このようなことがないよう技術調整会議等の中で周知徹底を図るとともに、検算等のチェックを複数で行うなどし、適正な設計積算に努めます。
矢板土木事務所	平成26年1月24日	契約検収事務のうち、快適な道づくり事業費に係る起業地管理業務委託において、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）が100万円以上の建設工事等関連業務委託については「金銭的保証」を付すこととされており、契約金額の10分の1以上の現金又はこれに代わるものを納付させなければならないが、納付されていない不適切な契約となっていた。	今後は新たに作成した提出書類確認表を活用し、書類審査に十分注意のうえ適正な契約の締結に努めます。